



平成21年2月23日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社  
代表者名 取締役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石  
(TEL. 04-7131-0181)

## 当社による当社取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ

平成20年6月19日付お知らせ(「一部報道機関の報道についてのお知らせ」)でお知らせしました、当社監査役(当時)山田剛夫による当社取締役に対する責任追及訴訟について、以下の通りお知らせいたします。

### 記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日  
千葉地方裁判所松戸支部 平成20年6月18日  
千葉地方裁判所松戸支部 平成20年6月24日
2. 訴訟を提起した者(原告)
  - (1) 名 称: 昭和ゴム株式会社
  - (2) 本 店 所 在 地: 千葉県柏市十余二348番地
  - (3) 訴訟における代表者: 当社監査役(当時)山田剛夫  
なお、山田剛夫は既に当社監査役を退任しており、現監査役である木村博道、堂野尚志、戸谷雅美が訴訟における代表者を引き継いでおります。
3. 訴訟提起の相手方(被告)  
平成20年6月18日に提起した訴訟: 山口紀夫、重田衛、吉田正雄、石川正夫、佐藤一石、渡邊正  
平成20年6月24日に提起した訴訟: 山口紀夫、重田衛、吉田正雄、石川正夫、佐藤一石、渡邊正、岡田桂治
4. 本訴訟の内容
  - (1) 平成20年6月18日に提起した訴訟  
平成20年6月14日付お知らせ(「当社第107回定時株主総会の報告書の監査報告書における監査役意見についてのお知らせ」)記載の光ファイバー関連事業に関して、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反を理由に9億8000万円の損害賠償を請求するものであります。
  - (2) 平成20年6月24日に提起した訴訟  
平成20年6月14日付お知らせ(「当社第107回定時株主総会の報告書の監査報告書における監査役意見についてのお知らせ」)記載の輸入自動車の販売に関して、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反を理由に11億8136万2186円の損害賠償を請求するものであります。
5. 訴訟提起後、開示まで時間を要した理由  
平成20年6月19日付お知らせ(「一部報道機関の報道についてのお知らせ」)でお知らせした後、上記各訴訟提起の事実を確認しておりましたが、上記各訴訟は、当社監査役(当時)山田剛夫が監査役を退任する直前に提起したものであったため、山田剛夫が退任した後に訴訟提起の事実を確認することができませんでした。また、被告たる当社取締役への訴状送達も遅れたために、上記各訴訟提起の事実を把握することができませんでした。  
平成20年9月になって被告に対する訴状送達が完了しましたが、山田剛夫による退任直前の訴訟提起が、特定の第三者の意向に従って不当な目的でなされた疑いがあるなど、その目的及び手続において疑義が生じておりました。そのため、山田剛夫を引き継いだ当社監査役において、その目的及び手続について調査し、

上記各訴訟の取下げも含めて検討しておりました。かかる検討のために時間を要し、当社は、千葉地方裁判所松戸支部に上記各訴訟の口頭弁論期日を延期するよう申し入れ、訴訟の進行は事実上中断されておりました。

検討の結果、当社監査役戸谷雅美が、上記各訴訟について、その訴訟提起の目的は不当なものであった疑いがあるものの、訴訟提起の手續に必ずしも明確な違法はなかったものと判断し、今般、訴訟を進行させることにいたしました。

第1回口頭弁論期日は平成21年2月17日に開かれ、当社監査役戸谷雅美が訴状を陳述し、上記各訴訟は進行することになりました。

以上の経緯で、当社として上記各訴訟を進行させることにしましたので、上記のとおりお知らせいたします。

#### 6. 今後の見通し

本訴訟につきましては、今後の訴訟の進展に応じて必要な情報を開示する予定であります。また、現時点におきましては、本訴訟が当社の業績予想に与える影響はございません。今後、本訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかとなった場合には、適宜開示をさせていただきます。

以 上